

平成 18 年 1 月 5 日

各 位

株式会社西日本シティ銀行
株式会社りそな銀行

信託代理店業務における遺言信託業務の契約追加について

株式会社西日本シティ銀行（頭取 新藤 恒男）と株式会社りそな銀行（社長 野村 正朗）は、信託代理店業務に関し、遺言信託・遺産整理業務を追加することを合意し、平成 18 年 1 月 10 日より取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

西日本シティ銀行とりそな銀行は、平成 6 年に信託代理店契約を締結し、西日本シティ銀行のお客さまに公益信託・特定贈与信託・金銭債権の信託など、りそな銀行の信託サービスをご提供して参りましたが、今般、遺言信託・遺産整理業務の媒介を追加することとなりました。

西日本シティ銀行およびりそな銀行は、本格的な高齢化社会の到来による中高年層、富裕層に関心の高い相続や遺言ニーズに幅広く応え、高度な金融サービスをご提供して参ります。

【契約概要】

取扱開始 平成 18 年 1 月 10 日
取扱商品 遺言信託・遺産整理業務
取扱店舗 西日本シティ銀行 大名支店 NCB アルファ天神出張所

以 上